

副本直送済

平成27年（行ケ）第10223号 審決取消請求事件
原告 谷口雅春先生を学ぶ会
補助参加申出人 公益財団法人生長の家社会事業団
被告（異議申立人）生長の家

補助参加に対する異議申立に係る反論書

平成28年3月10日

知的財産高等裁判所第1部 御中

補助参加申出人代理人弁護士 平 尾 正 樹



補助参加申出人代理人弁護士 内 田



1 標記事件について、公益財団法人生長の家社会事業団（以下「補助参加申出人」という。）は、平成28年1月8日付け補助参加申出書をもって、原告を補助するため、補助参加の申し出をした。

これに対して、被告は、平成28年2月23日付け補助参加に対する異議申立書（以下「異議申立書」という。）をもって、異議を申し立てたので、補助参加申出人は次のとおり反論する。

2 被告は、異議申立書の2項において、「被告は、社会事業団が上記事業範囲内において正当に標章を使用する限り、その使用に対して特に異議を述べる意図はない。」と述べ、同書3項において「よって、社会事業団は本件訴訟の結果について利害関係を有さず、補助参加の利益が認められない」と述べる。

3 しかしながら、被告は、上記で述べた「正当に標章を使用する限り」の具体的内容を一切示さないままで、同書4項において「なお、社会事業団が申出書の参加理由において述べる標章の使用は、社会事業団の事業の範囲内の正当な使用には該当しない」と述べて、補助参加申出人が申出書の参加理由において述べる標章の使用は、正当な使用には該当しないと否定している。

従って、上記の被告の異議申立の主張自体が、本件訴訟の結果について補助参加申出人が重大な利害関係を有することを明確に証しているといわざるを得ない。

4 さらに、沿革上からも、被告の異議申立は、次のとおり失当である。

(1) 谷口雅春先生は、生長の家人類光明化運動の運動主体たらしめる目的で補助参加申出人を設立し、自らその初代理事長に就任した。このような谷口雅春先生の意味は、月刊誌「生長の家」昭和20年11月号に記載された論文「生長の家社会事業団の設立」【丙6】からも明確である。そして、補助参加申出人が設立された昭和21年1月8日の時点において、その名称中に「生長の家」を含む法人は補助参加申出人のみであり、他には全く存在していなかった。

これに対して、被告が宗教法人法に基づいて法人として成立したのは、その履歴事項証明書【甲15】に記載のとおり昭和27年5月30日であるから、補助参加申出人は被告が設立される前から「生長の家」を名乗り、本件標章を使用してきた。

(2) 補助参加申出人が申出書の参加理由において述べた標章の使用は、補助参加申出人が、昭和21年1月8日の法人設立以来70年余にわたり、その公益事業（現在は公益目的事業）である宗教的情操教育等において、重要不可欠な宗教的礼拝の対象等として公然平穩正当に行ってきたものである。

例えば、昭和21年1月8日の補助参加申出人の設立以来、その設置運営する児童養護施設である「生長の家神の国寮」においては、入所児童の宗教的情操教育のため、谷口雅春先生ご揮毫の「實相」の書が本尊として、「光輪卍十字架」図が寄附行為の目的に掲げる宗教的信念の象徴として、それぞれ講堂に掲げられ、入所児童が参加して、「實相」の書及び「光輪卍十字架」図を掲げて「先祖供養祭」が実施されてきたのである。このことは、昭和41年に、補助参加申出人の主たる事務所及び養護施設生長の家神の国寮が東京都港区から東京都北多摩郡国立町（現在の国立市）に移転してからも同様である。現在は、内閣総理大臣から公益認定を受けた公益目的事業の一つとして「物故者顕彰慰霊事業」を、定款及び「公益財団法人物故者顕彰慰霊事業実施規程」【丙7】に基づき厳粛に執行しており、従来どおり、「實相」の書及び「光輪卍十字架」図を掲げて物故者顕彰慰霊事業の儀式行事を行っている。

（沿革的に、児童養護施設を含め社会福祉事業は宗教関係者の救済事業から始まった例が多く、現在でも、キリスト教系の児童養護施設であれば、施設内に、入所者が自由に礼拝できるよう、十字架や聖像を奉安した礼拝室が設置されている。仏教寺院が開設した児童養護施設（佐賀県三養基郡基山町の児童養護施設洗心寮等）では、当然に仏像本尊が安置され、礼拝や供養の宗教的情操教育が行われている。）

このような永年の歴史における補助参加申出人における公然平穩正当な使用の実績事実を、「正当な使用には該当しない」とするならば、被告が同書2項で述べた「正当に標章を使用する限り」の範囲は、実質的には存在しないことになってしまう。

- 5 また、公益法人に係る法令解釈上からも、被告の異議申立は失当である。

被告は、異議申立書4項（1）において、「宗教団体「生長の家」の

儀式および行事において同宗教団体を示すものとして用いられている標章を使用することは、特定の宗教団体を援助、助長することになり、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する公益目的」にそもそも反する」と述べるが、著しく失当である。

公益法人は、そもそも民間団体であって国家機関ではなく、日本国憲法20条3項は適用されない。公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（以下「公益認定法」という。）は、公益法人が公益目的事業の範囲内で特定の宗教的儀式や行事を行うことを禁止しているのではない。

例えば、周知のとおり、公益認定法に基づき行政庁より公益認定を受けている公益財団法人東京都慰霊協会は、その定款第3条（目的）に、「本会は、東京都内の災変遭難者及び公共功労者の永久的総合祭祀を行い、永くその至誠を感謝し冥福を祈り霊を慰める」と定め、同定款第4条（事業）第1項第1号には、「慰霊法要の執行」が明記されている。

【丙8】。この慰霊法要の執行は、報道及び同協会のホームページ等で周知のとおり、無宗教の形式などではなく、各仏教団体等の協力により、宗教的儀式により執行されている【丙9】が、公益目的事業の範囲内である。

補助参加申出人の場合、民法法人時代の寄附行為には、その第三条（目的）に「宗教的信念に基づき」の文言が、同寄附行為の第四条（事業）第二号に「宗教的情操教育による児童の育成。」の文言がそれぞれあった。【丙10】

また、内閣総理大臣の公益認定を受けている現在の定款第3条（目的）には、「創立者谷口雅春の（中略）宗教的信念に基づき」の文言が、第4条（事業）第1項第1号には、「宗教的情操教育」が、同条同項第2号口には、「社会公共に奉仕した物故者の遺徳を顕彰し若しくは災変遭難者を追悼するため感謝・慰霊の行事を行う」と明記【丙3】されており、理事会において制定し内閣総理大臣に報告した「公益財団法人生長

の家社会事業団物故者顕彰慰霊事業実施規程」【丙7】に基づき、この谷口雅春先生ご揮毫の「實相」の書を礼拝の対象として、「光輪卍十字架」図を補助参加申出人の創立者谷口雅春先生の宗教的信念の象徴として、それぞれ掲げて、公益目的事業に係る儀式行事を公然平穩正当に執行している。

以上のとおり、公益法人に係る法令解釈上も被告の異議申立は失当である。

6 被告は、法人葬、施設葬については、そもそも社会事業団がその業務として行うべきものではないと主張するが、失当である。

一般の株式会社等においても、その役員や従業員等が昇天した場合、特に業務上の殉職等の場合は、社葬等が行われる例は周知のとおりであり、その場合は、殆ど当該会社の主宰により業務として執行されている。

この場合において、その葬儀は、無宗教の形式で行う必要はなく、故人の生前の信仰に基づく儀式で行われることはなんら問題がない。

補助参加申出人の創立者谷口雅春先生は、生長の家の信者が先祖伝来の宗教儀式により葬儀を行うことを排斥はされていないが、故人や遺族が谷口雅春先生ご指導の儀式により葬儀を行うことを希望した場合に行う場合の儀式についても指導されており、この場合において、谷口雅春先生ご揮毫の「實相」の書及び谷口雅春先生の宗教的信念の象徴である「光輪卍十字架」図を掲げて、葬儀の儀式を行うことは当然のことであった。

特に、児童養護施設の場合、入所児童が、孤児であったり保護者が行方不明の場合において、万一昇天したときには施設葬を行う必要があったのであり、その場合に、当然、谷口雅春先生ご揮毫の「實相」の書及び谷口雅春先生の宗教的信念の象徴である「光輪卍十字架」図を掲げて、葬儀の儀式を執行することは認められるべきであり、これを被告が「そもそも社会事業団がその業務として行うものではない。」と否定する根

拠はまったくない。

以上のとおり、被告の異議申立はすべて失当であるから、補助参加申出人の申し出は、当然に認められるべきである。

以 上

疎 明 方 法

- 1 丙第6号証 谷口雅春著作論文「生長の家社会事業団の設立」（谷口雅春著株式会社日本教文社刊『大和の国日本』（昭和58年出版）資料篇からの写し）
〈補助参加申出人が谷口雅春先生により設立された趣旨〉
- 1 丙第7号証 公益財団法人生長の家社会事業団物故者顕彰慰霊事業実施規程（写し）
〈補助参加申出人における物故者顕彰慰霊事業が正当な公益目的事業である趣旨〉
- 1 丙第8号証 公益財団法人東京都慰霊協会定款（同協会ホームページからの写し）
〈公益財団法人の公益目的事業において宗教的儀式の執行が可能である実例〉
- 1 丙第9号証 公益財団法人東京都慰霊協会慰霊法要の様子写真（同協会ホームページからの写し）
〈公益財団法人の公益目的事業において宗教的儀式の執行が可能である実例〉
- 1 丙第10号証 財団法人生長の家社会事業団寄附行為（民法法人としての最終の寄附行為）（写し）
〈補助参加申出人は、沿革的に、その目的は「宗教的信念に基づき」によるものであり、その事業として「宗教的情操教育」を行ってきた歴史的事実を有すること〉